第１号様式（第５条関係）

（家主等用）

住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振込依頼書

年　　月　　日

高知市福祉事務所長宛

依頼者　住所（所在地）

（家主等）

氏名（名称）

連絡先電話番号及び担当者

電話番号:　　　　　　担当者:

　私は，裏面の「住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項」を了承の上，下記の被保護者に対する住宅扶助費代理納付を依頼します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保護者 | 氏名 |  | | | | | | | | | |
| 住所 |  | | | | | | | | | |
| 家賃等・共益費  の金額 | | 円（月額）  （内訳　家賃等：　　　　円，共益費：　　　　0円） | | | | | | | | | |
| 契約期間 | |  | | | | | | | | | |
| 貸与条件 | |  | | | | | | | | | |
| 支払いを希望  する金融機関 | | 銀行・信用金庫　　　　　　支店  　　　　　　農協 | | | | | | | | | |
| １普通預金２当座預金  ３その他(　　　　　　） | | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | | |
| 口座名義人 |  | | | | | | | | |

※　賃貸借契約の内容については，賃貸契約書の写しをもって代えられます。

住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項

１　　住宅扶助費代理納付（以下「代理納付」といいます。）をすることができる金額は，当月分の住宅扶助費（福祉事務所長が認定した家賃相当額をいいます。以下同じ。）及び共益費です。また，家賃相当額が住宅扶助限度額を超える場合は代理納付の対象になりません。

受取った金銭は当月分の家賃及び共益費に充当してください。

２　　住宅扶助費が全額支給されていない場合は，共益を含めて代理納付はできません。また，福祉事務所長が代理納付をすることが適当でないと判断した場合も代理納付はできません。

３　　代理納付の振込みは，個別の契約内容に関わらず，毎月の生活保護費の支給日に行います。生活保護費の振込日は，毎月４日（休日の場合は直前の金融機関営業日）です。振込日の前に，対象者一覧を送付します。振込みについて不明な点がある場合は，一覧にある担当者まで連絡してください。

４　　保護の変更，停止又は廃止により住宅扶助費等が過払いとなり，戻入金生じた場合は，高知市長からの戻入通知書により納付期限までに返還しなければなりません。この場合，当該被保護者に対して有している債権をもって相殺を主張することはできません。

５　　賃貸契約上の地位に変動が生じた場合，家賃や振込先口座が変更となった場合その他重要な事項に変更が生じる等，代理納付の内容に変更が生じた場合は速やかに届出をお願いします。

６　　保護の変更，停止又は廃止により代理納付ができなくなった場合は，家主等及び被保護者に通知します。なお，変更，停止及び廃止の理由は，個人情報保護のため通知できません。

７　　代理納付を実施する上で知り得た被保護者の個人情報は，家賃等を受領する以外の目的に使用することを禁止します。また，当該個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

８　　新たに代理納付を申し込む場合，または賃貸借契約の内容が変更となった場合は，賃貸借契約書等の写しを添付してください。

９　　代理納付の実施にあたり，家主等に対し福祉事務所が代理納付以外の責を負うことはありません。